

都市再生整備計画(第5回変更)

みやわかちく だいさんき
宮若地区(第三期)

福岡県 宮若市

令和5年10月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	福岡県	市町村名	宮若市	地区名	宮若地区(第三期)	面積	282 ha
計画期間	令和 1 年度 ~ 令和 5 年度	交付期間	令和 1 年度 ~ 令和 5 年度				

目標

大目標 都市機能がコンパクトに集約された中心部の多機能拠点づくり

目標1 中心部の憩いの空間形成のための広場の創出

目標2 施設間連携を図り新たな賑わい拠点の形成

目標3 中心拠点へのアクセスがしやすい道路環境の形成

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況
(まちづくりの経緯)

- 宮若市は、石炭産業衰退から企業立地等産業への転換を図る旧宮田町と、農業や観光産業を主とした旧宮若町の2町が平成18年2月に合併して誕生した。
- 旧宮田町は、エネルギー革命に伴い90年の歴史を持つ貝島炭礦が閉山されたのち、広域に及ぶ農地・道路鉱害復旧事業や炭鉱住宅改良事業の優先的な実施により、地域の文化・交流施設等の整備が遅れており、また、石炭産業から自動車産業やIC産業等への転換を図り、新たなまちづくりを進めてきた。
- 旧宮若町の主要産業は農業であり、農産物の産地直売や竹原古墳等の歴史遺産、脇田温泉周辺施設等を生かし、観光によるまちづくりに力を進めてきた。
- 合併に伴い、自動車産業等の企業が立地する宮田地区と、農業と温泉・史跡等の観光資源を有する若宮地区とが、それぞれ乖離することのないよう、一体的なまちづくりに取り組んでいる。

(現況)

- 第1期計画(平成21年～25年)は地域間交流を向上させるため、図書館を併設する生涯学習施設(宮若リコリス)や若宮コミュニティセンター(ハートフル)等の整備を行い、それにより効果が発揮されている。
- 第2期計画(平成26年～平成30年)では、定住人口の増加を目的として、住宅団地の整備や安全性向上のための道路整備などを行い、住みよい、楽しめる地域づくりを推進し、効果が発揮されつつある。
- 令和3年に向けて、新庁舎の建替えが進められているが、中心部に集約された拠点の一体的利用が求められている。

課題

- 定住人口の継続的な増加に向け、住みたい、住み続けたい魅力づくりのための中心部の賑わいづくりが求められている。
- 着実に道路整備を進めているが、中心拠点付近や通学路に未整備路線が残っており、特に児童や障害者の通行に支障が生じていることから、中心部の拠点との連携強化のための道路環境強化が求められている。
- 第1期計画で宮若リコリスが整備され、また、新庁舎整備が進められている中で、これらを中心拠点として一体的な利用を促進するための空間形成が求められている。
- 普段の生活の中での活用に加え、防災に関する意識を高め、自主防災組織の活動及び災害時の拠点として多機能性を持たせることが求められる。

将来ビジョン(中長期)

- 第2次宮若市総合計画(基本構想)(計画期間:平成30年度～平成39年度)
「第2次宮若市総合計画」の「基本構想」では宮若市の将来像を「ひと・みどり・産業が輝く ふるさと宮若」として、第1次計画で築いてきた基盤を活かし、自立した地域社会の形成を進め、新しいまちの価値創造に向けて、様々な地域資源の可能性を十分に発揮した質の高いまちづくりを目指している。この将来像を実現するためのまちづくりの基本目標として「市民・地域・産業が賑わう住みよいまちを目指して」を掲げ、平成39年の目標人口を27,000人とし、これを達成するために、各種施策を推進することとしている。
- 第2次宮若市総合計画(前期基本計画)(計画期間:平成30年度～平成34年度)
「前期基本計画」では、「基本構想」の実現に向けた施策のうち、重点的に取り組むプロジェクトとして、「中心拠点の環境整備」、「防災意識の醸成と防災体制の強化」などがある。
- 宮若市都市計画マスタープラン(平成23年～平成42年)
将来像を「様々なきずなを育み 創造し続ける 生活文化故郷(とし)」と定め、まちづくりの基本的考え方として「豊かな自然環境と快適な生活環境が調和したまとまりのある市街地(集落)の形成」、「交流・連携を育む軸の形成」等が示されている。
- 宮若市中心拠点整備基本計画
「市民の安全・安心を支える拠点の形成」「中心拠点へのアクセス性の向上」「市民の憩いの場となる親しみやすく快適な拠点の形成」等が中心拠点及び新庁舎等の整備方針として示されている。

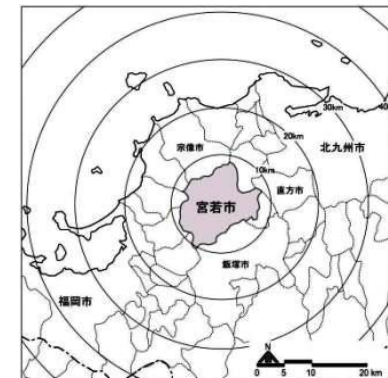
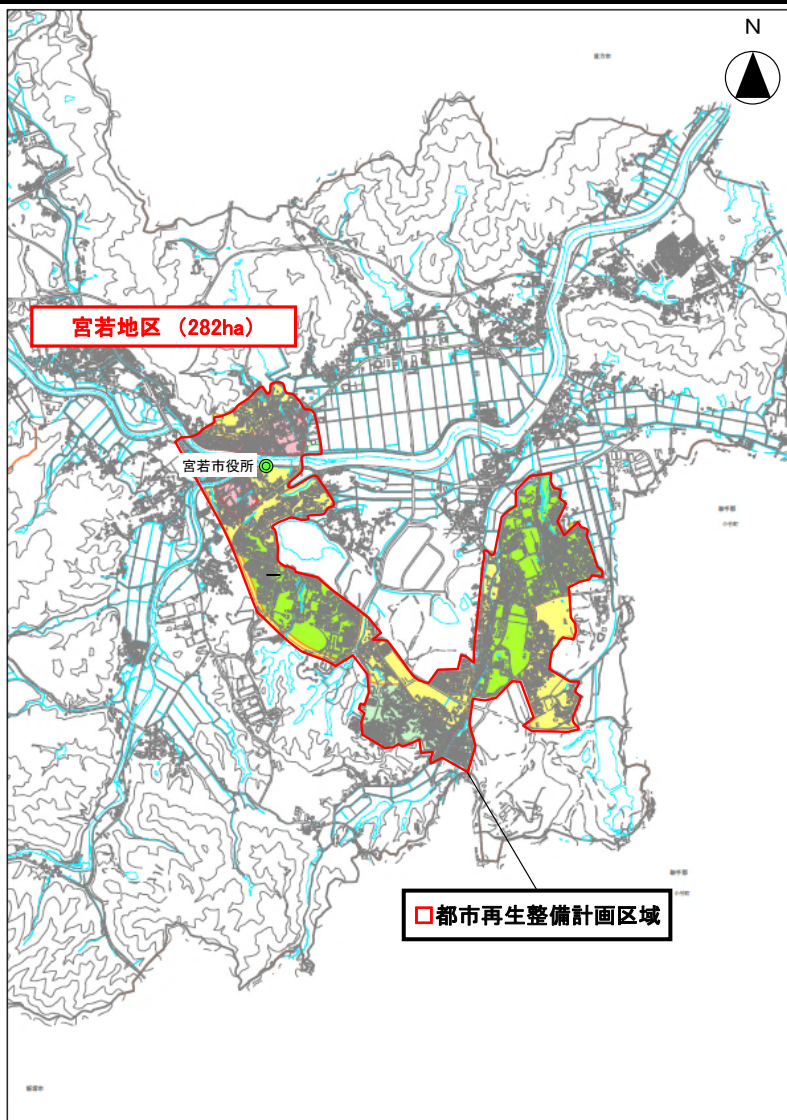
目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性		従前値		目標値	
			従前値	基準年度	従前値	基準年度		
身近な憩いの場やレクリエーションの場としての公園や広場についての満足度	%	本計画で整備する公園だけでなく、市域の公園や広場についての全体的な満足度	22.4%	平成30年度	22.4%	平成30年度	32.0%	令和5年度
公共施設の利用者数	人/年	中心部の公共施設の年間利用者数(来場者数)(宮若リコリス、マリールーム宮田、宮田文化センター・中央公民館)	209,524人/年	平成29年度	209,524人/年	平成29年度	215,312人/年	令和5年度
身近な道路の歩きやすさや交通安全対策と自動車などにより日常で利用する生活道路の整備についての満足度	%	本計画で整備する道路の道路・歩道環境や交通安全対策についての全体的な満足度	29.7%	平成30年度	29.7%	平成30年度	35.0%	令和5年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>整備方針1(中心部の憩いの空間形成のための広場の創出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心部の空き地や、新庁舎周辺に交流広場を整備することにより、中心部に市民が気軽に利用できる憩いの場の創出を図る。 ・新庁舎、リコリスや公共交通結節点の広場の相互連携により中心部の回遊性向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活基盤施設」基幹/新庁舎前連携交流広場整備事業 ・「地域生活基盤施設」基幹/筑前宮田駅跡広場整備事業 ・「地域生活基盤施設」基幹/宮田バスセンター整備事業
<p>整備方針2(施設間連携を図り新たな賑わい拠点の形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎の周辺に広場を整備することで、中心拠点施設の相互活用を図り、市の新たな賑わいの拠点を創出する。 ・自主防災活動の拠点として、地震時等の災害時の避難拠点として、多機能な広場形成を図る。 ・新庁舎周辺の道路改良整備により、拠点性を高めるためのアクセス性向上を図り、賑わい拠点の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)「地域生活基盤施設」基幹/新庁舎前連携交流広場整備事業 ・「道路事業」基幹/片鉾・天王寺線道路改良事業 ・「道路事業」基幹/宮田停車場・本城線道路改良事業
<p>整備方針3(中心拠点へのアクセスがしやすい道路環境の形成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の路面舗装や道路幅、自歩道設置、側溝整備により、車両及び歩行者の安全な交通環境の形成を図る。 ・中心拠点へのアクセス道路を改良することにより、中心部の日常的な利用促進を図る。 ・通学路等の街路への防犯灯の設置による安全な歩行空間を創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)「道路事業」基幹/宮田停車場・本城線道路改良事業 ・(再掲)「道路事業」基幹/片鉾・天王寺線道路改良事業 ・「道路事業」基幹/磯光・小竹線道路改良事業 ・「通学路防犯灯設置事業」提案事業/防犯灯の設置
<p>その他</p>	
<p>【新庁舎と既存周辺施設との相互間利用の促進】 新庁舎その周辺のアクセス道路を整備することにより、既存の周辺施設にも利用者増加などの効果を波及させる。</p> <p>【自主防災拠点としての機能促進】 自主防災組織の拠点として、防災訓練や避難場所の周知などの活動を推進することにより、拠点の日常的な利用促進と防災意識の向上を図る。</p> <p>【交付期間中の計画管理】 交付期間中における円滑な事業推進と目標達成に向け、適宜、事業計画の管理を実施するとともに、事業の協議・調整や進捗状況の検証等を実施する。</p> <p>【継続的な活動】 都市再生整備計画をホームページで公開し、事業目的・意識の共有化を図り住民協働のまちづくりに取り組む。</p>	

宮若地区(第三期)(福岡県宮若市)	面積	282 ha	区域	宮田、本城、鶴田、磯光、上大隈の各一部
-------------------	----	--------	----	---------------------

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



凡 例		容積率(%)	建ぺい率(%)	高さ制限	決定告示日
■	第2種低層住居専用地域(二低)	150	60	12m	用途地域の決定告示 宮田町告示(第)82号 平成17年10月5日
■	第1種中高層住居専用地域(一中高)	200	60		
■	第1種住居地域(一住)	200	60		
■	準住居地域(準住)	200	60		
■	近隣商業地域(近商)	200	80		
■	商業地域(商業)	200	80		
■	工業地域(工業)	200	60		
■	準防火地域	準防火地域の決定告示 宮田町告示(第)83号 平成17年10月5日			
■	建築基準法第22条区域	福岡県告示(第)1848号 平成17年10月5日			
■	宮田都市計画区域	昭和25年9月12日			
■	都市計画道路	都市計画道路の変更告示 福岡県告示(第)1853号 宮田町告示(第)1号 平成17年10月5日 平成17年10月5日			
■	ポンプ場	宮田町告示(第)21号 平成13年4月2日			
■	ごみ処理場	宮田町告示(第)127号 平成12年10月24日			
■	汚物処理場	宮田町告示(第)54号 平成5年6月11日			

凡 例

■ 都市再生整備区域

● 官公庁

(注) 都市計画区域内で用途無指定区域は 建ぺい率60% 容積率200%です。

(注) 本総括図は、計画図に基づいて調整したものです。その詳細については計画図(2,500分の1)を縦覧してください。